

## 浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける自治会等の支援のため、集会所に、省エネ効果の高い設備を導入する自治会等に対し、予算の範囲内において浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等とは、当該地域の発展及び福祉の向上を図ることを目的として、町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体を行い、複数による連合体を含む。
- (2) 集会所とは、会議及び集会に必要な機能を有し、地域住民が福祉の向上及びコミュニティづくりの核として利用するもののうち、自治会等が所有している建物又は、自治会等が市有財産無償貸付契約等により借用し電気料金を継続的に負担している建物をいう。
- (3) 補助種別 本要綱に基づき実施する以下の設備の導入をいう。
  - ア LED照明の導入
  - イ 省エネ基準を達成した空調設備の導入

### (補助事業者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 自治会等であること。
  - (2) 市税を完納していること。
  - (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。
- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
  - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(申請対象となる施設)

第4条 申請対象となる施設は、第2条第2号に定める集会所であることとする。ただし、申請対象となる施設は1自治会等につき、1集会所とする。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 別表1に掲げる要件に該当する設備を導入すること。
- (2) 自治会等が自ら費用負担するもので、令和8年4月1日以降に契約・発注している事業であること。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) LED照明器具及び空調設備の購入及び設置に係る経費
  - (2) 前号の設備設置に伴う既存設備の撤去に係る経費
- 2 補助対象経費において、次の各号に掲げるものは含まないこととする。
- (1) 各種保証・保険料
  - (2) サービス・ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
  - (3) 工事及び購入の手續に要する経費（見積作成料、振込手数料、消費税を除く各種税金等を含む）
  - (4) 一般管理費、現場管理費にあたる現場作業に関係しない経費
  - (5) 予備的又は将来に備えるための費用
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは対象外とする。
- (1) 同一の設備に対し、国、他自治体、本市の補助金等の交付決定又は支払いを既に受けたもの若しくは受けようとするもの
  - (2) 補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの
- 4 申請者は施工・購入業者の決定について、見積金額の区分に応じ、次の各号に掲げるとおり見積書を徴取し、一定の競争性の確保及び経費削減に努めなければならない。
- (1) 30万円未満 1者
  - (2) 30万円以上130万円以下 2者
  - (3) 130万円を超えるもの 3者

(補助率及び補助上限金額等)

第7条 補助率は2分の1とし、補助上限金額は次の各号に定めるところによる。なお、補助金額は当該年度の予算の範囲内で市長が決定するものとし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- (1) LED照明の導入は1集会所あたり100万円とする。
- (2) 省エネ基準を達成した空調設備は1台あたり40万円とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の申請者は第2条第1号に規定する自治会等とし、浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 共通書類

ア 自治会集会所省エネ設備導入収支予算書(第2号様式)(補助金の申請前に、事業が完了している場合を除く。)

イ 導入設備の設置位置を記した資料(平面図等)

ウ 現況写真

エ 見積書及び見積内訳書の写し等、補助対象経費が確認できる資料

オ 集会所の使用についての権原を証する書類(登記事項証明書、市有財産無償貸付契約書等)

カ 自治会等が電気料金を継続的に負担していることを証する書類(自治会等が借用する集会所の場合に限る。)

キ 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書(第3様式)(給与所得者を雇用する事業者である場合に限る。)

(2) 省エネ基準を達成した空調設備の導入の場合は、導入設備が別表1の「対象となる設備の要件」に該当することを確認できる資料(製品カタログ、仕様書の写し等)

(3) 補助金の交付申請前に完了した事業について申請する場合は、第15条に規定する実績報告に関する書類

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 認可地縁団体でない者が申請する場合は、集会所を申請者が所有若しくは借用していることを明らかにしなければならない。

3 申請者は、申請内容について、団体の定める方法により、意思決定の手続を経なければならない。

(交付の決定及び条件)

第9条 市長は、前条により補助金の交付の申請があったときはこれを審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは補助金の交付を決定し、浜松市自治会集会所省エネ事業費補助金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならない。

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとする場合(市長が軽微であると認める場合を除く。)

イ 補助事業の内容の変更に伴い、補助金交付決定金額を増額しようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の所有権は申請者に帰属し、別に定める期間の経過前に、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて(5)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を第13条第2項で定める財産処分の制限がかからなくなるために必要な期間、保管しなければならない。
- (9) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (10) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (11) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

#### (変更承認申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者が集会所の整備事業の内容の変更の承認を受けようとするときは、浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業変更承認申請書(第5号様式)に変更事業計画書、変更収支予算書その他必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

#### (補助金の交付決定の変更等)

第11条 市長は、前条の申請により変更の承認をしたとき及び規則第9条第1項の規定により補助金の交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、浜松市自治会集会所省エネ設備事業費補助金交付決定変更通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

#### (財産の管理等)

第12条 補助事業者は、規則第19条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、第13条第2項で定める財産処分の制限がかからなくなるために必要な期間、保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案し、財産の取得日と財産を事業の用に供した日のいずれか遅い方を基準日として、別表2に定める。

(整備事業の中止又は廃止)

第14条 補助金の交付の決定を受けた者が集会所の整備事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業中止・廃止承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第13条の規定による実績報告は、浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業実績報告書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出して行うものとする。

(1) 共通書類

ア 自治会集会所省エネ設備導入事業収支決算書（第9号様式）

イ 施工完了後の写真

ウ 契約書や発注書の写し等、購入又は工事を発注したことが確認できる資料

エ 請求書の写し又は領収書の写し等、補助対象経費の支出が確認できる資料。ただし、請求書の写しの場合、支払い後速やかに領収書の写しを市長に提出するものとする。

(2) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の報告を受けた場合はその内容を審査し、適当であると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、浜松市自治会集会所省エネ設備事業費補助金確定通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

2 規則第21条の規定により、補助金の交付申請前に完了している事業について補助金を交付する場合は、第10号様式による通知を省略することができる。

(概算払の申請)

第17条 規則第16条第2項の規定により、補助金の概算払を受けようとする者は、浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金概算払承認申請書（第11号様式）に資金状況調（第12号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

(概算払の承認通知)

第18条 市長は、規則第16条第2項の規定により、概算払をする必要があると認めるときは、浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金概算払承認通知書(第13号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第19条 補助金の請求は、補助金の額が確定した後、市長が定める時期までに請求書(第14号様式)を提出して行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には第9条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書(第15号様式)により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第21条 補助事業者は、前条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月20日から施行し、令和8年度の補助金に適用する。

別表1 対象となる設備の要件（第5条、第8条関係）

通番	補助種別	対象となる設備の条件
(1)	LED 照明器具の導入	<p>次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○既存又は新設する集会所への LED 照明器具の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・照明器具の取り付け方が、吊り下げ形、直付け形、又は壁付け形のものであること（持ち運び可能な器具は対象外）。</li> </ul> </li> <li>○既存の照明器具における電球形 LED ランプへの交換</li> </ul>
(2)	省エネ基準を達成した空調設備の導入	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存又は新設する集会所への空調設備の導入</li> <li>・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーの転換等に関する法律に基づき定められたトップランナー基準のうち、以下の目標年度の基準を満たすもの。</li> </ul> <p><b>【家庭用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直吹き形で壁掛け形のもの 2027 年度達成目標値</li> <li>・その他のもの 2029 年度達成目標値</li> </ul> <p><b>【業務用】</b> 2015 年度達成目標値</p>

別表2 処分制限の期間（第13条関係）

設備	期間
LED 照明器具（電球のみ交換を除く）	10 年
空調設備（家庭用）	6 年
空調設備（業務用）	10 年

（あて先）浜松市長

団体の名称

所在地

代表者役職・氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金交付申請書

浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金の交付を受けたいので、浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金交付要綱第8条に基づき下記のとおり申請します。

記

1 事業の種別

補助の種別 (○を記入)		LED照明器具の導入
		省エネ基準を満たした空調設備の導入

2 交付を受けようとする補助金の額

(1) 事業費

	LED照明器具	空調設備
総事業費	円	円
補助対象経費	円	円
交付申請金額	,000円	,000円
交付申請金額 合計		,000円

3 事業の計画

(1) 設置場所（集会所の住所）

町 番地  
浜松市 区  
丁目 番号

(2) 集会所名・集会所の所有者名

集会所名 \_\_\_\_\_

所有者名 \_\_\_\_\_

(3) 設置台数

	LED照明器具	空調設備
設置台数	台	台



- 4 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）
- 浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。
- 5 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）
- 浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。
- (1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
- ・暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
  - ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - ・暴力団員等と密接な関係を有する者
  - ・（法人その他の団体の場合）上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。
- 6 給与所得者を雇用する事業者の確認（いずれか該当するものに☑を記入）
- 給与所得者を雇用する事業者ではありません。
- 給与所得者を雇用する事業者です。 → 給与所得者を雇用する事業者である場合の添付書類を提出
- 7 添付書類
- (1) 共通書類
- ア 自治会集会所省エネ設備導入収支予算書（第2号様式）  
（補助金の申請前に、事業が完了している場合を除く。）
- イ 導入設備の設置位置を記した資料（平面図等）
- ウ 現況写真
- エ 見積書及び見積内訳書の写し等、補助対象経費が確認できる資料
- オ 集会所の使用についての権原を証する書類（登記事項証明書、市有財産等無償貸付契約書等）
- カ 自治会等が電気料金を継続的に負担していることを証する書類  
（自治会等が借用する集会所に限る。）
- キ 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（第3号様式）  
（給与所得者を雇用する事業者である場合に限る。）
- (2) 省エネ基準を達成した空調設備の導入の場合は、導入設備が別表1の「対象となる設備の要件」に該当することを確認できる資料（製品カタログ、仕様書の写し等）
- (3) 補助金の交付申請前に完了した事業について申請する場合は、第15条に規定する実績報告に関する書類
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

自治会集会所省エネ設備導入事業収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

科目	金額	説明
本補助金		
自治会負担金		
その他		
計		

2 支出の部

（単位：円）

科目	金額	説明
計		

市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書

（市民協働・地域政策課 浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金申請用）

年 月 日 提出

（あて先） 浜松市長

住所又は所在地  
 申請者  
 氏名又は名称  
 代表者職氏名  
 連絡先担当者（氏名） （電話）

当事業所が特別徴収を実施していない理由は下記のとおりです。  
 なお、下記の理由に該当しなくなった場合は、遅滞なく特別徴収への切替を申請いたします。

記

在 職 者 内 訳	特別徴収を実施していない理由		対象者氏名	生年月日	対象者氏名	生年月日
	1	給与が少なく税額が引けない				
2	給与の支払が不定期					
3	乙欄給与 又は 他事業所で特別徴収されている					
4	事業専従者 （個人事業所のみ該当）					
5	上記1～4に該当しない 総従業員数が2人以下					
6	その他 ( )					

所管課記入欄 上記記載内容について確認をお願いします。	担当者名	電話番号
市民税課確認欄 上記記載内容に誤りはありません。	担当者名	電話番号

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長

浜松市自治会集会所省エネ設備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金について、次のとおり条件を付して補助します。

記

1 補助事業の種別

(1) LED照明器具の導入 (2) 省エネ基準を達成した空調設備の導入

2 補助金の額

金額		百万			千	0	0	0	円
----	--	----	--	--	---	---	---	---	---

3 交付の条件

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならない。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
  - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合（市長が軽微であると認める場合を除く。）
  - イ 補助事業の内容の変更に伴い、補助金交付決定金額を増額しようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の所有権は申請者に帰属するものとし、別に定める期間の経過前に、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて(5)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書

類を(12)の財産処分の制限がかからなくなるために必要な期間保管しなければならない。

- (9) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (10) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (11) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (12) 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案し、財産の取得日と財産を事業の用に供した日のいずれか遅い方を基準日として、下表に定める期間とする。

処分制限の期間

設備	期間
LED 照明器具（電球のみ交換を除く）	10 年
空調設備（家庭用）	6 年
空調設備（業務用）	10 年

年 月 日

（あて先）浜松市長

団体の名称

所在地

代表者役職・氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた自治会集会所省エネ設備導入事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 補助事業の種別

(1) LED照明器具の導入 (2) 省エネ基準を達成した空調設備の導入

2 変更の内容

3 変更の理由

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長

浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって決定した浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金の交付決定の内容を次のとおり変更します。

記

1 変更の内容

(1) 変更後の補助額

金額		百万			千			円
						0	0	0

(2) 変更前の補助額

金額		百万			千			円
						0	0	0

2 変更の理由

年 月 日

（あて先）浜松市長

団体の名称

所在地

代表者役職・氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた自治会集会所省エネ設備導入事業を、次のとおり中止・廃止したいので申請します。

記

1 補助事業の種別

(1) LED照明器具の導入 (2) 省エネ基準を達成した空調設備の導入

2 中止・廃止の理由

年 月 日

（あて先）浜松市長

団体の名称

所在地

代表者役職・氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

自治会集会所省エネ設備導入事業実績報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた自治会集会所省エネ設備導入事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 完了の年月日

年 月 日

2 事業の内容及び成果

3 収支の状況

別紙、自治会集会所省エネ設備導入事業収支決算書のとおり

4 交付確定を受けたい額

	百万			千	0	0	円
					0	0	0

自治会集会所省エネ設備導入事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	説 明
市補助金		
自治会負担金		
その他		
計		

2 支出の部

(単位：円)

科 目	金 額	説 明
計		

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金確定通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により決定した浜松市自治会  
集会所省エネ設備導入事業費補助金について、次のとおり確定します。

記

1 交付確定額

金 額		百万			千	0	0	円

年 月 日

（あて先）浜松市長

団体の名称

所在地

代表者役職・氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金概算払承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金について、次のとおり概算払を承認されるよう申請します。

記

1 概算払承認申請の理由

2 概算払承認申請の時期及び額

時 期		
金 額		

資 金 状 況 調

区分	月別	月	月	月	月	月	月	月
収 入								
	計							
支 出								
	計							
差引残高								

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長

浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金概算払承認通知書

年 月 日付け承認申請のあった浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金の概算払については、次のとおり承認します。

記

承認の内容

時 期		
金 額		

# 請 求 書

金額			千	百	拾	万	千	百	拾	円
								0	0	0

ただし、

支払 方法	口座払 ・ 直接払	口座 情報	銀 行 信用金庫 農 協	本店 支店 支所	普通 当座	第	号
			フリガナ 口座名義				

上記の金額を請求します。

年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

団体の名称

所在地

代表者役職・氏名

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定取消通知書及び返還命令書

年 月 日付け浜松市指令 第 号による 年度浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金の交付の決定（以下「本件決定」という。）（の一部）を、次のとおり、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「市交付規則」という。）第17条第1項に基づき取り消すとともに、市交付規則第18条第1項に基づき返還を命じます。

1 交付決定の取消し及び返還命令額

補助金名	交付決定（確定）額	取消し及び返還命令額
浜松市自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金	円	円

2 取消しをする根拠及び理由

3 補助金返還、加算金及び延滞金

- （1）市交付規則第18条第1項により、交付決定を取り消された場合は、既に交付された補助金を返還しなければならないとされています。別途発行する納入通知書により納付してください。
- （2）市交付規則第18条の2第1項により、交付決定取消額とは別に加算金（補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した額）を納付する必要があります。
- （3）補助金返還額が納期日までに納付されないときは、市交付規則第18条の2第4項により、遅延損害金（納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した額）を納付する必要があります。
- （4）なお、加算金及び遅延損害金は、交付決定の取消額が納付された後、改めて請求します。

担当

電話